

4 各種教育の指導の重点

生徒指導

※は参考資料等

1 自校の実態に応じた指導計画の作成と指導体制の確立

- 自校の実態を踏まえて、目指す子ども像や指導理念、共通実践事項等を明らかにして、自己肯定感を高めることや社会性の育成等の課題解決のための具体的な指導計画に改善する。
- 教職員の役割分担を明確にして、一貫した指導ができるようにする。

2 教育活動全体を通した積極的な生徒指導の推進

- 全教育活動を通して、自己決定の場や自己存在感を味わうことができる場を設定し、生徒指導の機能を発揮できるようにする。
- 子どもの思いや心情をとらえ、人間的な触れ合いのある温かい学級の雰囲気を醸成する。
- 地域の大人や異年齢の子どもとの交流、集団宿泊活動や奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術活動等の豊かな体験活動を通して、規範意識や思いやりなどを育成するとともに、自己を生かす能力の育成に努める。
- 生徒指導委員会等の校内組織を生かし、教員間の連携強化、全教職員の共通理解、同步調の指導に努める。

3 教育相談の充実

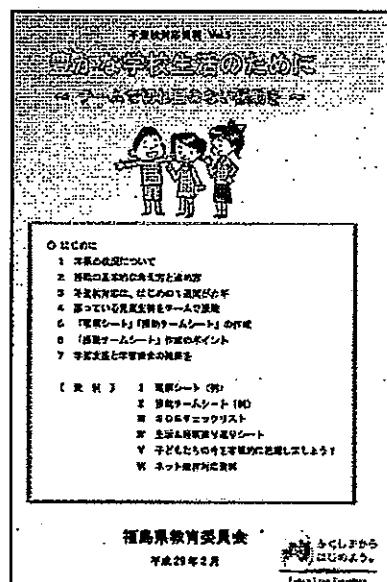
- 子どもとの日常的な触れ合いを通して、信頼関係を築き、個々の教員がカウンセリングマインドをもって相談に応じる。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図り、教員間の連携を深め、チームとなって個に応じた支援ができるように、校内のコーディネート力を高める。
- 子どもの心のケアに留意し、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関等やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、研修の充実に努める。

4 問題行動等の未然防止と的確な対応

- アンケート等のみに頼ることなく、日常の観察や対話による実態把握に努め、問題行動の未然防止や児童虐待等の早期発見、早期対応、早期解決に努める。また、問題行動が起きた場合の初期対応や重大事態が生じた場合の緊急体制を確立し、全教職員で組織的に対応する。
- 学校いじめ防止基本方針を基に、いじめ対策のための組織を機能させ、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」との視点で、未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、法律に定められたいじめの定義に従って、子どもの立場にたった積極的な「いじめの認知」に努めるとともに、保護者の理解を得て、連携して対応する。
- 「新たな不登校を出さない」との認識のもと、過去の子どもの欠席や遅刻・早退の状況の把握に努め、以前に不登校傾向を示した子どもが連續して欠席した場合には「不登校」ととらえ、初期対応の体制を整える。また、不登校の状態にある子どもへの支援について、短期的・長期的な視点をもってチームで対応する。

※「不登校対応資料Vol.5 豊かな学校生活のために～チームで切れ目ない援助を～」
(平成29年2月福島県教育委員会)

- スマートフォン等の取扱いについて学校における指導方針を明確にするとともに、インターネット上のトラブル、犯罪、違法・有害情報の問題を踏まえ、発達の段階に応じた情報モラルの指導の充実を図るとともに、教職員の研修と保護者への啓発を意図的・計画的に行う。
- 家庭や地域、近隣校、関係機関との連携を図り、地域ぐるみの補導活動などを通して、問題行動の未然防止、早期解決に努める。



キャリア教育

1 学校や子どもの現状を把握と目標と課題を明確にした指導計画の作成・改善

- 各学校や子どもの実態に応じて、キャリア教育における基礎的・汎用的能力の具体化、重点化等を行い、自校の目指すべき子どもの姿を明確にする。

* キャリア教育における基礎的・汎用的能力
・人間関係形成・社会形成能力 ・自己理解・自己管理能力
・課題対応能力 ・キャリアプランニング能力

- 特別活動の学級活動をキャリア教育の要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、各教科等における学習など、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る。
- 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動をキャリア教育の視点でつなぎ、キャリア教育全体計画を作成して教育課程に位置付ける。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、目標やビジョンを地域住民等と共有し、連携・協力していく。
- 家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら望ましい勤労観や職業観を育てる。

2 キャリア教育の推進組織・体制づくりと指導の充実

- 校内におけるキャリア教育担当者の役割を明確にするとともに、校内各委員会（校務分掌）相互の連携を強化し学校全体で取り組む体制を整える。
- 小学校の新学習指導要領の学級活動の内容として新設された「③一人一人のキャリア形成と自己実現」では、子どもに共通した問題を取り上げ、意図的、計画的に指導し、話し合い等を通して一人一人の考えを深め、実践につなげることを重視する。

学級活動でいずれの学年においても扱うもの	
小学校	中学校
ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成	ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用
イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解	イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用	ウ 主体的な進路の選択と将来設計

- キャリア教育の要となる特別活動や各教科の特色に応じ、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。
- 職場見学や職場体験学習、社会人講話などの機会を確保するとともに、子どもに将来の生活や社会、職業などとの関連や自己の変容を意識できるようにする。

3 学校、家庭、地域社会や関係機関等との連携の強化

- 家庭での会話や家事の手伝いなどを通して、将来の夢や希望を育むとともに、集団生活に参加しようとする意欲・態度を養う。（小）
- 家庭での会話や役割の理解と遂行、保護者や身近な大人の職業についての理解を通して、社会の一員としての自覚を高め、将来の生き方や進路への希望を育む。（中）
- 地域の行事への参加や職場見学など学校を中心とする地域との関わりを通して、自分と地域とのつながりについて理解させる。

1. 学校図書館の活用を図った指導計画の改善

- 各教科等やその他の教育活動と学校図書館との関連を密にし、活用のねらいや方法を明らかにして、教育活動の効果を高める指導計画に改善する。
- 子どもが、各教科や総合的な学習の時間等において年間を通して意図的・計画的に学校図書館を利用し、主体的、探究的に学習活動や読書活動に取り組むことができるようとする。
- 図書の読み聞かせやブックトーク、必読書や推薦図書を広めるなど、子ども及び学校の実態に応じた読書活動充実のための取組を推進する。



2. 学校図書館の機能や役割を生かす整備充実

- 司書教諭等を中心に、学校全体で協力体制をとりながら、子どもや教員のニーズに応じた図書の充実を図ったり、情報機器を活用したりして魅力ある図書環境をつくり、学習・情報センター、読書センターとしての機能活用を図る。
- 利用時間や方法、親しみのもてる場づくり等を工夫することで、子どもが図書と親しむ時間を過ごしたり、年齢の異なる様々な人々と図書を介した触れ合いをもつたりすることができるような子どもの居場所としての機能にも配慮した活用を図る。
- 子ども及び学校の実態に応じた読書活動充実のために、家庭との連携を図るとともに公共図書館や地域ボランティア等との連携を推進する。

※ 第三次 福島県子ども読書活動推進計画（平成27年2月 福島県教育委員会）

情報教育

※は参考文献等

1 情報化に対応できる資質・能力を育成する情報教育の体系的な推進

- 学校教育全体において情報教育を推進するために、教育の情報化を推進する組織を位置付け、計画的に研修を行うなど校内の指導体制を充実させる。
- 情報活用能力を身に付けさせるために、各教科等との関連を図りながら、発達の段階と系統性を踏まえた指導内容や方法を明らかにするとともに、次の3観点・8要素をバランスよく育成する。

【情報教育の3観点・8要素】

① 情報活用の実践力	<ul style="list-style-type: none">・ 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用・ 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造・ 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達
② 情報の科学的な理解	<ul style="list-style-type: none">・ 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解・ 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解
③ 情報社会に参画する態度	<ul style="list-style-type: none">・ 社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解・ 情報モラルの必要性や情報に対する責任の思考・ 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

※ 教育の情報化に関する手引き（平成22年10月 文部科学省）

2 情報活用能力を高める指導の工夫

- 必要な情報を主体的に選択・活用する能力を育成するために、各教科等の学習において、目的に応じた情報手段を効果的に活用する。
- 各教科等においては、子どもの学習意欲を高め、理解を助けるコンピュータ等の情報手段の活用場面や活用方法を工夫する。
- 実際の体験や課題解決などを通して、次の能力を身に付けさせる。
 - ・ 情報を収集したり選択したりする力
 - ・ 情報を比較・吟味して整理する力
 - ・ 複数の情報を関連付けたり組み合わせたりして新たな情報を創造する力

3 情報モラル教育の充実

- 情報モラル教育を道徳や各教科等など教育課程に位置付け、子どもの発達段階に応じて5つの内容をもれなく扱い、情報社会での行動に責任をもたせ、適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせる。

＜情報モラル教育の内容＞

情報社会の倫理 情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度	法の理解と遵守 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度
公共的なネットワーク社会の構築 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動をとる態度	
安全への知恵 情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度	情報セキュリティ 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識



※ 情報モラル教育
実践ガイド
(平成23年3月
国立教育政策研究所)

- SNSの適切な利用方法については、子どもの実態を踏まえ、最新の情報を広く収集しながら、具体的に指導する。

※「福島県SNSいじめ等研修会報告書」 福島県教育庁義務教育課HP

※「インターネットトラブル事例集」 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課青少年担当HP

環境教育

※は参考文献等

1 総合的・系統的な指導計画の作成

- 環境教育を通して「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境をとらえる視点」を具体的に位置付け、各教科等と環境教育との関連を明らかにした横断的な教育課程を編成する。
- 地域の環境の特色を生かしたり、環境に関わる学習対象の重点化を図り、発達や学年の段階を考慮した体験活動を中心に、問題解決的な学習を効果的に設定する。
- 家庭や地域と積極的に連携し、環境、エネルギー、資源等へ関心をもたせ、これらの問題を家庭や地域社会と関連させて考える学習活動が展開されるよう指導計画を工夫する。

2 子どもが主体的に考え判断し、行動できる資質や能力を高める指導方法の工夫・改善

- 先進的な取組の事例（＊）を参考にするなど、環境に関する諸問題や再生可能エネルギーに関心をもち、主体的に情報を収集し、考え、まとめ、発信する探究的な学習活動の充実を図る。
- 環境問題、環境保全に対する問題意識や認識をもたせるため、地球温暖化防止活動（福島議定書、エコチャレンジ等）や環境教育関連の各種コンクール等への参加の促進など、実践的な活動を推進する。
- 地域で活躍する人材やNPO法人等の専門家を、ゲスト・ティーチャーとして活用するなど、外部との連携を図り、学んだことが家庭や地域社会の中で積極的に活用されたり、学びが実感を伴ったものに深化したりするよう展開する。



※ 先駆けの地における再生可能エネルギー教育推進事業
推進校指導事例（福島県教育庁高校教育課HP）



※ 国立教育政策研究所発行
環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】
(平成26年10月)
※ 国立教育政策研究所発行
環境教育指導資料【中学校編】
(平成28年12月)

へき地・小規模学校教育

※は参考文献等

1 子どもの実態、学校の特色及び地域の特性を生かした指導計画の作成

- 子ども一人一人の個性の発揮、社会性の伸長、基礎的・基本的な知識や技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を含めた確かな学力の定着に配慮した指導計画にする。
- 地域素材の教材化や人材活用、他学年や他校との交流学習など体験的な学習を工夫し、少人数のよさを生かした弾力的な指導ができるような指導計画にする。

2 子ども一人一人の特性を生かした授業の充実

- 集団思考の場や子ども主体の話合い活動を積極的に取り入れ、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した学習活動を展開する。
- 少人数学級の特性を生かして、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、学ぶ楽しさや成就感などを体得させる中で、主体的に問題を解決していく力を育てるための学習過程を工夫する。
- 複式学級の学習指導においては、間接指導を個性や能力に応じて主体的に学習できる場としてとらえ、個に応じた補充・発展学習や課題別学習等を取り入れ、充実を図る。

The screenshot shows the homepage of the Fukushima Prefectural Education Center. At the top, there are several menu items in Japanese. Below the menu, a section titled '少人数教育参考資料' (Resources for Small-Class Education) is highlighted. This section contains two main subsections: '少人数特徴' (Characteristics of Small Classes) and '複式指導' (Guidance for Composite Classes). Each subsection has a list of bullet points describing various educational approaches or guidelines.

※ 少人数教育参考資料（福島県教育センターHP）

3 子どもの自己実現を図る評価の工夫

- 子ども一人一人の学習状況を的確に評価し、個に応じたきめ細かな指導に生かす。
- 観点別評価等により指導と評価の一体化を図りながら子ども一人一人のよさを見いだし、そのよさが異学年の子どもとの生活の中で発揮できるようにする。

国際理解教育

※は参考文献等

1 学校や地域の実態等に応じた指導計画の改善

- 学校や地域の実態に応じて、国際理解教育に関する指導のねらいと各教科等との関連を図るとともに、JICA二本松、国際交流協会などの関係機関及び人材を有効に活用する。
- 総合的な学習の時間で実施する場合には、英語のスキルの習得を意図した活動にならないよう留意し、国際理解教育の趣旨を踏まえた適切な学習が行われるよう指導計画を作成し実施する。

※小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編（平成29年6月）

第4章 第2節「内容の取扱についての配慮事項」(8)

2 我が国の伝統と文化を踏まえ、異なる文化や価値観を理解し、尊重する態度の育成

- 教育活動全体を通して、我が国や郷土の伝統と文化を理解し、尊重する態度の育成に努める。
- 各教科等の授業において、表現活動や話合い活動を意図的・計画的に設定し、相手の立場を尊重しながら、自分の意思や考えを伝える態度の育成に努める。
- 世界と我が国の関わりのありように対する关心を深め、異なる文化や価値観をもつ人々を理解し、尊重する態度の育成に努める。

3 交流の場や機会の拡充による相互理解の深化

- 外国語指導助手や地域に在住する諸外国出身の人たちと直接触れ合う多様な交流活動の充実やICTの効果的な活用等を通して、情報を適切に選択しながら受信したり、自分の考えを明確にしながら発信したりして、相互理解を深めようとする意欲と態度を育てる。
- 様々な外国語に触れたり、外国の生活や文化に慣れ親しんだりするような体験的な学習を積極的に取り入れる。

1 健康を保持増進するための実践力の育成【保健】

- 保健学習においては習得した知識を活用する学習活動を積極的に取り入れる、保健指導においては集団での話し合いを通して個人の目標を自己決定する学習を設定するなど、各教科等の特質に応じた指導の工夫に努める。
- 「薬物乱用防止教室」については、関係機関の専門家や学校薬剤師との連携を図り、中学校においては学校保健計画に年1回以上開催するよう位置付ける。小学校においても、地域の実情に応じて開催に努める。
- 喫煙や飲酒の害については、その行為が健康を損なう原因となることを理解させる。
- 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引」を活用し、子どもの発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に指導する。

※ 性に関する指導の手引き（平成24年9月 福島県教育委員会）



2 健康相談・個別指導の充実【保健】

- 子どもの健康課題（特に肥満傾向の解消、う歯の予防）の解決に向けて教職員間の共通理解を図り、養護教諭と担任等が相互に連携して、組織的に健康相談・個別指導を行い、個に応じたきめ細かな指導の充実に努める。
- 県の健康課題（「肥満」「う歯」「こころ・性」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び学校医等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して解決に努める。

3 危険を予測し、回避する能力の育成【安全】

- 学校生活における事件・事故、交通事故や自然災害の原因等について分析し、身の回りの危険を予測し、回避するための適切な行動がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入れる。
- 学校の実情に応じ、関係機関等と連携した安全教室や防災訓練等を実施するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。

4 「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」の育成【食育・学校給食】

- 子どもの食育の課題を把握し、食育推進コーディネーターを中心とし教職員の役割を明確にするとともに、家庭や地域との連携を図った食育の推進体制を確立する。
- 栄養教諭・学校栄養職員等の専門性を授業等に積極的に取り入れ、実践事例集を活用し、食に関する指導の充実を図る。また、食に関する体験活動やP.T.A事業（給食試食会・講演会等）を行い、家庭や地域、関係機関との連携に努める。
- 給食の時間については、地場産物の活用など学校給食を生きた教材として活用し、教科等における指導内容との関連を図りながら年間を通じて計画的、継続的に食に関する指導を行う。



※ ふくしまの食育—ふくしまっ子食育指針—（平成28年3月 福島県教育委員会）

防 災 教 育

※は参考文献等

1 地域や子どもの実態に即した指導計画等の作成・改善

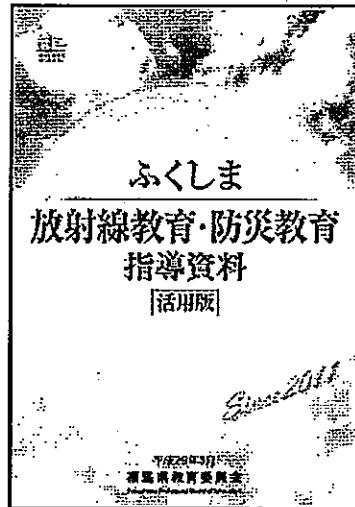
- 防災教育に関する事項を各教科等との関連を図りながら学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、教育活動全体を通じて防災教育に取り組めるようにする。

※ ふくしま放射線教育・防災教育指導資料 活用版
(平成29年3月 福島県教育委員会) P174~181

- 地域の地理的・歴史的背景を踏まえた実状や子どもの発達段階に応じて、特に重点的に指導すべき災害に焦点を当て指導計画を作成する。

- 防災に関する最新の情報を取り入れるとともに、子どもの防災意識や対応力の実態、保護者・地域の理解や協力体制の実態を踏まえ、関係機関等との連携を図った「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」の更新に努める。

※ ふくしま放射線教育・防災教育指導資料 活用版
(平成29年3月 福島県教育委員会) P217~231



2 主体的に考え判断し行動する態度及び能力を高める指導の充実

- 「放射線・防災教育指導資料」等を活用し、特別活動や道徳、総合的な学習の時間及び理科、社会科、保健体育科等の教科において、災害に関する基本的な知識と防災に対する意識を高めるための学習活動を工夫し実践する。

※ ふくしま放射線教育・防災教育指導資料 活用版
(平成29年3月 福島県教育委員会)

※ 防災教育指導資料第1版～第3版 (福島県教育委員会)

※ 青少年赤十字防災教育プログラム
まもるいのち ひろめるぼうさい

(平成27年 日本赤十字社)

- 関係機関、各種団体等と連携しながら、時間や場所、状況等地域や学校の実状に応じた避難訓練を実施したり地域防災マップづくりをしたりすることを通して、より実効的な防災教育を推進する。

- 「防災個人カード」や防災マップ等、具体的な資料を活用して、学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との集合場所や連絡方法等、多様な場面を想定した場を設定し実践する。



3 安全で安心な社会づくりに貢献する態度を身に付ける指導の工夫

- 地域や自治体等と合同での避難訓練、避難所設営、防災学習等、実践的な場の設定を通して、発達の段階に応じて、自分の役割を理解した行動ができるようとする。
- 自助・共助・公助の視点から地域社会の安全・安心に視野を広げ、地域の人々との幅広い交流やボランティア活動など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。

放射線教育

※は参考資料等

1 学校や地域の実状及び子どもの実態に応じた指導計画及び指導内容の工夫と実践

- 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に指導内容を位置付けるとともに、放射線教育の全体計画を作成するなどして学校全体で組織的、計画的に取り組む。
- 子どもの発達段階を考慮し、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、各教科等で放射線等に関する内容にふれるなど、様々な機会をとらえて時間を確保し、繰り返し実践する。
- 各学校の取組を家庭や地域へ向け積極的に発信し、放射線教育の必要性について理解を広め、連携を図った具体的で実効性のある指導を工夫する。

2 放射線等の基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基にした、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法の工夫

- 県教育委員会発行の放射線等に関する指導資料及び国や県、市町村教育委員会作成の資料を有効に活用して、客観的な立場から指導する。
- 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。中学校卒業時点で、他者に科学的な根拠を基に情報発信できる力を身に付けさせるよう努める。
- 放射線等の性質について理解を深めるとともに、身の回りで行われている食品の安全管理や健康調査、除染作業等の復興に向けた取組についての理解を深める学習の充実に努める。
- 研修の機会等を活用して、教師自身が放射線に関する基礎的な知識の獲得に努める。



※県教委発行 ふくしま放射線・防災教育実践事例パンフレット

平成29年3月(左)

※県教委発行 ふくしま放射線教育・防災教育指導資料【活用版】

平成29年3月(右)

3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度の育成

- 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。
- 放射性物質を扱う施設等で事故が起きた場合の、放射性物質に対する防護や避難の仕方について理解させる。

人権教育

※は参考文献等

1 人権を尊重する意識を高める教育の推進

- 人権教育の具体的目標を設定するとともに、道徳教育や各教科等との関係を明確にした計画を作成し、教育活動全体を通じて人権意識を高める効果的な指導の充実を図る。
- 人権教育に関わる内容を明確にし、全ての教職員が学校の教育活動全体を通じて働きかけるとともに、それぞれの教育活動の特質を生かした指導方法や内容を工夫する。
- 教職員自身が人権尊重の理念を理解し、人権課題を意識して具体的に指導できるよう研修の充実を図る。

2 人権尊重の感覚を育成する教育活動の展開

- 日々の教育活動において、自分の気持ちを伝え、他者の気持ちを受け止める態度の奨励や支援を充実させ、互いを尊重し合い、認め合う支持的風土の醸成に努める。
- 子どもの発達段階を踏まえ、自主性を尊重したり体験を取り入れたりするなどの指導方法の工夫を行うことにより、一人一人のよさや可能性を生かし伸ばすとともに相手もかけがえのない一人として認めることができる集団づくりに努める。
- いじめは人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されないと自覚を教職員自身がもつとともに、子ども一人一人の自覚を促す指導を充実する。

3 指導の効果を高める評価の工夫

- 人権尊重の視点から、学校教育における諸活動を評価する機会を設けるとともに、保護者や地域からの評価を取り入れる工夫をし、指導方法・内容や時期等の改善に生かす。

※ 人権教育に関する特色ある実践事例（文部科学省HP）